## 国立大学法人群馬大学医学部附属病院監查委員会規程

平成29. 4. 1 制定改正 令和 5.11.14

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、医療法(昭和23年法律第205号)第19条の2第2号及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第15条の4第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業 務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 医療安全管理責任者,医療の質・安全管理部,医療業務安全管理委員会,医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め,又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
  - (2) 必要に応じて、学長及び病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を 講じるよう意見を表明すること。
  - (3)前2号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(組 織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者 2人以上
- (2) 医療従事者以外の者で医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者 1 人以上
- 2 前項の委員の数は3人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、医学部附属病院(以下「本院」という。)と利害関係のない者から選出するものとする。
- 3 前項の本院と利害関係のない者とは、以下の条件を満たす者を基本とする。
- (1)過去10年以内に本院と雇用関係にないこと。
- (2)委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える寄付金、契約金等(委員会に係る費用を除く。)を本院から受領していないこと。

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条の委員は、学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1項第1号又は第2号の 委員の中から、学長が選任し、副委員長は委員長が指名した委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の公表等)

第6条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した文書を

厚生労働大臣に提出するとともに,これを公表する。

(会 議)

- 第7条 委員会は、年2回以上会議を開催するものとする。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を 退いた後も同様とする。
- 2 前項における正当な理由については、委員会において判断する。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理 する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学病院コンプライアンス委員会規程(平成27年4月15日制定) は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年11月14から施行する。